

平成 25 年 9 月 17 日

## 都城地域感染管理ネットワーク会則

### 第 1 条 名称及び事務局

本会は「都城地域感染管理ネットワーク」と称し、事務局を世話人代表施設に置く。

### 第 2 条 目的

本会は会員相互の交流と連携を図り、感染管理に関する情報交換・研修・セミナー活動を通して都城市及び周辺地域の医療機関・介護施設などの感染管理の質の向上と実践の推進を目的とする。

### 第 3 条 事業

本会は前条の目的を達成するために以下の事業を行う。

1. 感染管理に関する情報交換
2. 感染管理に関する研修会・セミナー等の開催（年 2 回）
3. 感染管理に関する研究
4. その他目的に沿った事業

### 第 4 条 本会の会員は以下のとおりとする。

会員は、都城地域の本会の目的に沿った、医療・介護施設とする。かつ、本会の趣意に賛同、入会を希望したものとする。

### 第 5 条 役員他

本会に以下の役員を置く。

1. 代表世話人を 1 名、世話人の中から選定する。
2. 世話人：以下の施設・機関より各 1～2 名選出する。

国立病院機構都城病院

都城市郡医師会病院

藤元総合病院

宮崎県都城保健所

### 第 6 条 職務

代表世話人は本会を代表し、会務を統括する。世話人は代表世話人を補佐し、本会の会務を執行する。

### 第 7 条 任期

代表世話人の任期は 2 年とし、再任は妨げない。

### 第 8 条 会計

本会の運営にあたり必要な経費は、その都度、年 2 回のセミナー参加費として徴収する。

### 第 9 条 会則の変更

本会の会則及び運営に必要なことは世話人で協議して定め、変更することができる。

附則 この会則は、平成 25 年 9 月 17 日より施行する。